第二十条の二第三項中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条第四項第一号中「の規定の適用を受けた職員及び第十八条第一号又は第二号に該当し、同条」を「又は第十八条」に改め、同項第二号中「第二十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第二十三条第二項中「前三条」を「第二十条、第二十一条又は前条」に改め、同条第四項中「第一項」を「前二項」に改める。

第二十五条第一項中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

3　第十一条第三項の規定により職務の級を決定された職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

第二十八条中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十条から第三十二条を削り、第六章中第二十九条の二を第三十条とし、同条の次に次のように加える。

第三十一条から第三十三条まで　削除

第四十五条中「又はその委任を受けた者」を削る。

第四十六条を次のように改める。

（平成二十四年二月一日前に告知された採用試験等の取扱い）

第四十六条　第十三条第三項前段の規定により初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「Ⅰ種」又は「A種」の区分を適用した場合には、その旨を人事院に報告するものとする。

2　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「Ⅰ種」、「Ⅱ種」、「Ⅲ種」、「A種」又は「B種」の区分の適用を受ける者に対する第十四条第二項及び第十五条第一項第一号の規定の適用については、第十四条第二項中「「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」」とあり、及び同号中「「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」」とあるのは、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」にあつては「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」とする。

3　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「一般職（大卒）」、「専門職（大卒二群）」又は「Ⅱ種」の区分の適用を受ける者に対する第十六条の規定の適用については、同条中「含む」とあるのは「含み、当該適用される試験欄の区分が「一般職（大卒）」、「専門職（大卒二群）」又は「Ⅱ種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする」とする。

第四十七条　削除

第四十八条の二中「給与法第七条に規定する」及び「又はその委任を受けた者」を削る。

別表第二の行政職俸給表㈠初任給基準表の表を次のように改める。

職種	試験	学歴免許等	初任給
採用試験 一般職	一般職（大卒）		1級25号俸
	一般職（高卒）		1級5号俸
	専門職（大卒一群）		1級26号俸
	専門職（大卒二群）		1級25号俸
	専門職（高卒）		1級5号俸
無線従事者	その他	高校卒	1級1号俸
		第1級海陸上無線技術士 第1級総合無線通信士	1級25号俸
		第2級海陸上無線技術士 第2級総合無線通信士	1級9号俸
		第1級航空無線通信士	1級5号俸
		第3級海上無線通信士 第3級総合無線通信士	1級1号俸
		第4級の海上特殊無線技士 第1級内国電信級陸上無線技士 第1級その他の無線資格	

別表第二の行政職俸給表㈠初任給基準表の備考第四項中「この表」の次に「又は次項の表」を、「次の表」を「次の二の表」に改める。

5　平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		2級1号俸
	Ⅱ種		1級25号俸
	Ⅲ種		1級5号俸
	A種		1級26号俸
	B種		1級15号俸

別表第二の専門行政職俸給表初任給基準表の表を次のように改める。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	総合職（院卒）		1級27号俸
	総合職（大卒）		1級17号俸
	一般職（大卒）		1級9号俸
	専門職（大卒二群）		1級9号俸